

お知らせ（法改正）

皆さん一人ひとりが主役になれば、飲酒運転をはじめ、悪質・危険な運転は根絶できます！

(1) 飲酒運転等に対する罰則の引上げ

	改正前	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
飲酒検知(呼気検査)拒否	30万円以下の罰金	3カ月以下の懲役又は 50万円以下の罰金

(2) 救護義務違反に対する罰則の引上げ(117条)

いわゆる「ひき逃げ」(被害者の死傷がその運転者の運転に起因しないものを除く。)の罰則が引き上げられます。

5年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	>>>	10年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
------------------------	-----	--------------------------

(3) 危険防止の措置

免許証提示義務の見直し(67条、95条)

違反行為を行い、又は交通事故を起こした運転者は、警察官がその運転者に運転を継続させることができるかどうかを確認するため必要があると認め、免許証の提示を求めたときは、運転免許証を提示しなければなりません。

○ 飲酒運転幫助(ほうじょ)行為に対する罰則整備

- 車、酒の提供を厳罰化！
- 同乗することも禁止！

		酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し	
		車両を提供する	酒類を提供する
運転者 本人が	酒酔い運転の 場合	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	酒気帯び運転 の場合	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら		車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら	
自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する			
		3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

※教唆犯の場合の罰則は、運転者本人と同じです。

※酒酔い運転・・・飲酒により正常な運転ができない恐れがある状態で運転

※酒気帯び運転・・・呼気中のアルコール濃度が 0.15 mg/L

「ハンドルキーパー運動」推進中！！

●ドライバーの皆様へ

「ハンドルキーパー運動」とは自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

ドライバーの皆様には、飲酒運転を追放するために**ハンドルキーパー運動**に積極的に参加、ご協力をお願いします。

●酒類を提供するお店の方へ

「ハンドルキーパー運動」の趣旨をご理解いただきご協力下さい。

- 1 お客様が、お車で来店されたかどうかご確認ください。
- 2 その時に、どなたがお車を運転するのか(ハンドルキーパー)をご確認ください。
- 3 お車を運転する方(ハンドルキーパー)には、アルコール類を提供しないでください。
- 4 お車を運転する方(ハンドルキーパー)には、目印となるものをお渡りするか、目印となるものを席に置いて下さい。
- 5 お客様が運転代行等を依頼して帰られる時は、その確認ができるまでお車のキーをお預かりください。